

皇位の継承に伴う改元に向けた手続について

〔平成31年2月8日〕
元号選定手続検討会議決定

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）第2条の規定による皇位の継承に伴う改元に向けた手続については、下記のとおりとする。

記

元号の選定手続については、平成改元時の手続を踏襲することとし、「元号選定手続について」（昭和54年10月23日閣議報告）に基づき行う。